

平成三十年十二月十八日受領
答弁第一一九号

内閣衆質一九七第一一九号

平成三十年十二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員尾辻かな子君提出在留外国人の医療保険の不適正利用に関する安倍総理発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員尾辻かな子君提出在留外国人の医療保険の不適正利用に関する安倍総理発言に関する質問
に対する答弁書

お尋ねの「発言の根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁については、平成三十年十一月三十日の衆議院厚生労働委員会において、根本厚生労働大臣が、「御指摘の調査は、昨年三月に、全市町村の一年分の国民健康保険のレセプトを対象として、外国人の国民健康保険の利用状況について調査を行ったものであります。その結果、国民健康保険の資格取得から六カ月以内に高額な医療を受けていた方が十九名いたことが把握できたものであります。外国人の医療保険の利用については、来日してすぐの留学生が高額な医療を受けたり、入学翌日に入院したりするなどの報道もなされているところであります。このようなことを含めて総理は御発言されたのではないかと考えています」等と、その背景等について答弁したとおりである。